

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和 7 年度 札幌駅周辺公共サインガイドライン検討業務
発 注 課	札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課
選 定 事 業 者	公益社団法人日本サインデザイン協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、札幌駅周辺の交通施設、地下街、民間商業施設を横断し設置されている公共サインについて、設置や表記の考え方を体系的に整理し、統一かつ分かりやすいデザインを定める「（仮称）札幌駅周辺公共サインガイドライン」を検討するものである。 ガイドラインの策定にあたっては、分かりやすいサイン計画であることに加え、ユニバーサルデザインや景観への配慮、ターミナル駅となる札幌駅とその周辺の地域特性の把握と課題解決が求められ、サインデザインの専門的かつ広範囲に渡る知見が必要となる。 また、札幌駅は交通施設が立体的かつ広域的に配置されること、積雪寒冷地であり地下の動線が重視されること、関係する施設管理者が官・民あわせて多岐に渡ることなど、複雑な地域特性を有することから、公益的な視点と様々な地域特性をもった複数のターミナル駅でのサイン計画策定の経験が求められる。 公益社団法人日本サインデザイン協会（SDA）は、サインデザインの向上と普及を目的とした公益社団法人であり、一般案内用図記号（ピクトグラム）のリデザイン、福岡市市営地下鉄のトータルデザインといった公共的なサインに関する受託実績がある。また、SDAは、全国で200名以上のデザイナー等が所属する協会であり、全国の主要なターミナル駅における公共サインのガイドライン策定に関与した協会員が複数所属することから、他都市での経験のある協会員や札幌の地域特性を熟知する協会員などの調整を図ることで、広範な経験や知見を集約した体制でのガイドラインの検討が可能である。 このように、SDAは本業務に必要な高度な専門知識と実績を有し、複数都市における経験や知見の集約を行うことのできる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、随意契約により当該団体へ業務を委託することとする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号
決 定 確 認 欄	令和7年6月25日